



環生第 1438号

平成23年 9月 9日

公益財団法人沖縄県交通遺児育成会
理事長 富田 詢一 殿

沖縄県知事
仲井眞 弘多



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成23年9月9日 から 平成28年9月8日 まで